

## 「田野・清武地域日本農業遺産推進協議会」ロゴマーク使用基準

令和3年9月27日制定

田野・清武地域日本農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した協議会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

### （ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、主に田野・清武地域で生産されている農林水産物やそれらを加工した商品及び地域農業の認知度を高めるとともに、日本農業遺産に認定された「宮崎の太陽と風が育む『干し野菜』と露地畑作の高度利用システム」を未来へ伝承することを目的とする。

### （ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークを使用できる者は、以下のとおりとする。

- （1）協議会並びに協議会委員及び部会構成団体及び所属員（オブザーバーを含む。）
- （2）協議会の後援等名義使用の承認を受けた団体等
- （3）「宮崎の太陽と風が育む『干し野菜』と露地畑作の高度利用システム」の推進に関する活動等で、第6条第1項に定めるロゴマーク使用の承認を受けた団体等
- （4）田野・清武地域の農業生産者等
- （5）前各号に掲げる者のほか、協議会が特に認める団体等

### （申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、協議会の庶務を担当する事務局（以下「事務局」という。）が行う。

### （使用の申請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「ロゴマーク使用申請書」（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）に使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を添えて提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合

(2) 国又は地方公共団体等において、日本農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合

(3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

(使用承認基準)

第5条 使用申請書の提出があった場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 「田野・清武地域日本農業遺産」のイメージ及び価値を害するおそれがある場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合

(3) 法令や公序良俗に反するものと認められる場合

(4) 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

(5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反している場合

(使用の承認等)

第6条 第5条の使用承認基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、使用を承認する場合には、「ロゴマーク使用承認書（様式第2号）」（以下「使用承認書」という。）を交付する。

2 使用を承認しない場合は、不承認の通知（様式第3号）を交付する。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用承認期間は、第6条第1項の使用承認書に定める期間（ただし、承認日から1年を超えることができない。）とする。期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請をしなければならない。

(使用の範囲)

第8条 第2条に定める者が使用できるロゴマークの範囲は次のとおりとし、使用にあたっては田野・清武地域日本農業遺産の価値を高めるよう努めるものとする。

(1) 第1条の目的に沿って田野・清武地域日本農業遺産の普及促進に資する

ものと認められる農林水産物及び加工品等の商品

(2) 前号に定めるもののほか、協議会が使用を認めるもの

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者が遵守すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ロゴマークの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 使用承認された用途にのみ使用し、協議会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡、貸し出し又は継承しないこと。
- (4) ロゴマークデザインマニュアルに基づき使用すること。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(登録商標等)

第11条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標、模様等について商標登録及び意匠登録をしてはいけない。

(改善の指示)

第12条 使用者が使用基準を遵守せずにロゴマークを使用している場合は承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第13条 前条の指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(利用の非独占・非推奨等)

第14条 この基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品等又は利用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(問題への対処)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、

問題が発生した際には、速やかに報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、協議会と使用者が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この基準は、令和 3年 9月27日から適用する。